

鹿児島選挙違反事件（「志布志事件」）をめぐって

問われる人権不在の日本の司法制度

ちょうど一年前の2007年2月23日、鹿児島地裁刑事部（谷敏行裁判長）は、2003年4月に施行された鹿児島県議会議員選挙に関して、公職選挙法違反で起訴されていた事件（平成15年（わ）217）について、被告人の自白はいずれも信用できないし、他に公訴事実を認めるに足る証拠もなく、犯罪の事実は証明できないとの理由で12名の被告全員に無罪判決を言い渡しました。この事件の12名の被告人は、4年近い年月違法な取り調べに苦しみました。例えば、捜査段階では、「叩き割り」などと称して多くの被疑者に対して様々な自白強要が行われたり、任意で取り調べ中の被疑者に対して、家族の名前と家族が被疑者を論ずるような内容の紙を取調官が作成し、被疑者に強制的に踏ませるといふキリシタン弾圧を思わせる「踏み字」を強制するなど驚くような違法捜査が行われたことが明らかになっています。（踏み字事件では、2007年1月18日に鹿児島

地裁で言い渡された国賠訴訟判決において、「その取調べ手法が常軌を逸し、公権力をかさに着て被疑者を侮辱する」と厳しく断罪しています。）

ドイツには、人権法として「ドイツ基本法」がありますが、その第1条（人間の尊厳）で「人間の尊厳は不可侵である。」と書かれており、刑事訴追の手段に関しては、被疑者、被告人に対する捜査手段で、自白、陳述の自由を害する威嚇、強制、欺瞞等の一切の行為は人間の尊厳に対する侵害行為として禁止しています。

かつてわが国の司法制度において人権無視が甚だしかったことから、日本国憲法の制定にあたって人権条項を強化したのですが、現場はまだまだ旧態依然たることを特に証明した事例だと思います。

今回は、さすがに裁判官も良心に従った判決を出しましたが、裁判員制度がこのような人権無視の現状を改善するための一つのきっかけになることが切に望まれます。

民権思想の復権と新憲法の制定

～新憲法に現れた民主主義～

1 日本国憲法の成立

太平洋戦争が最後の段階に達し、日本の完全な壊滅が刻々に迫っていたとき、連合国はドイツのポツダムにおいて、「日本のすべての軍隊に無条件降伏を求めると同時に、日本国民の自由表明した意志によって、平和的傾向を持った責任ある政府ができあがるまで、日本を連合軍の占領下におく。」という方針の宣言を発表した。更に、この宣言を受諾するという日本の申し入れに対するアメリカ合衆国の回答も、日本の最終の政治形態は、日本国民の自由によって決定されるべき旨を、重ねて明らかにしたのである。

近代の国家では、政治の根本の形態は憲法によって定められるのを常とする。したがって、戦争後の日本の政治形態をポツダム宣言の示した方針に従って確立するためには、日本国民の意志による憲法が作られなければならない。ところが、これまでの日本の憲法は、天皇の命令に基づいて制定された欽定憲法であった。しかも、明治憲法は、ある点まで民主的な政治を行おうよう工夫はされていたものの、民主主義の発達を妨げるさまざまな制度を含んでいた。

そこで、終戦後の日本では、まもなく憲法を根本から改めるということが問題になり、いろいろな曲折を経た後に、国民を

代表する議会の審議によって新しい憲法が作りあげられた。その新憲法が公布されたのは昭和21年11月3日、それが施行されたのは昭和22年5月3日である。名づけて「日本国憲法」（新憲法）とされた。（教科書下P258～259）

2 国民の主権

民主主義には三つの原則がある。第一、政治は「国民の政治」でなければならない。第二、政治は「国民による政治」として行われなければならない。第三、政治は「国民のための政治」を目標としなければならないということである。このことは新憲法の前文に同じように書かれていることから明らかである。

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。」と。明治憲法では、「国家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ子孫ニ伝フル所ナリ」と書かれ、歴代の天皇が神勅によって建国以来統治権力を継承してきたが、新憲法では、この考え方を捨てて、全く新しい別の立場をとったのである。新憲法を広める標語にいわれたように、「われらが治めるわれらの日本」となったのである。（同上～P263）



教科書「民主主義」(下) P278より

日本における

民主主義の歴史

第 5 回

連載するにあたって

国民に民主主義を正しく徹底させるために、日本放送協会は、昭和21年3月5日の天野貞祐博士の「人間は平等なり」の講演に始まり5月21日の尾崎聖堂翁の「将来に対する希望」の講演に至るまでの12週間にわたり「民主主義12講」としてラジオ放送を行いました。講演のつど職域の代表者による座談会を開き忌憚らない意見を求めました。

この試みが、国民の民主主義の理解に多大の効果をもたらしたことは言を俟たないと言えます。同年11月に日本放送出版協会から「民主主義12講」として出版されました。当時の有識者の民主主義に対する考え方を知る上での貴重な資料(現在、東海4県下の公立図書館には所蔵なし。三重大学附属図書館で1冊所蔵するのみ)ですが、もし、機会があればぜひ読んでいただきたい本です。

3 国民の基本的権利

民主主義において「国民のための政治」の原則は特に重要で、大抵の為政者はそのことを口にするが、過去の歴史が証明するように、独裁者が民主主義の名の下に権力を欲し、国民全体が福利を享受するような政治が行われなかった。それは、「国民の政治」と「国民による政治」という二つの原則に裏打ちされていなかったためである。国民の幸福や利益は、勞せずして国民に与えられるべきものではなく、国民自らの努力によって築きあげられていくものであるが、自立の精神と自助の態度に欠けていたのである。民主主義は、自らの手で自己の幸福を追求する権利を保障するものでなければならず、そのために国民の基本的権利を平等に保護し、他人の自由を侵さない限度において各人の人間としての自由を確立することをめざしている。このような民主主義を実現するために欠くことのできない「自由」には、言論の自由、信教の自由、恐怖からの自由及び欠乏からの自由の四つがあります。これらの四つの「自由」は、「国民のための政治」が行われるための根本を形成するものであり、新憲法では、これらの「自由」を保障し、国民の「基本的人権」が永久に侵すべからざるものであること、国民は、不斷の努力によってこれを保持し、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任があることなどを明記するとともに、同時にその乱用を戒めている。

私たち国民は、新憲法に一貫する民主主義の高い理想を実現するための努力を、日々積み重ねて行きたいものです。(教科書下P276~281)

(註) 記事中の「教科書」とは、文部省著作教科書「民主主義」(上)・(下)教育図書刊行を指します。

お知らせ

◆一年間ありがとうございました◇

□2007年度の事業は、2月29日開催の委員研修会をもちまして全て終えることができました。ご協力ありがとうございました。

2007年度の年間のテーマは、前年度に引き続いて「高齢者問題」をとりあげました。少子高齢社会がどんどん進んでいく中で、高齢者ばかりではなく、若い人にとっても家族の問題として、ひいては自分の将来設計に関わる問題であることから地区懇談会、委員研修会、人権を考える集いで熱心に学習をしていただきました。

□2008年度の事業計画については、現在、アンケートなどを参考にしながら6月上旬開催予定の総会に向けて鋭意策定中です。

「人権が尊重されるまち海蔵」をめざす活動を推進するために、来年度も一層のご協力をお願い致します。役員一同

◆推進体制の確立に向けて◇

年度が変わりますと、委員の皆様の中には交代される方もあります。交代される場合は、

①別途文書で委員の「現状報告」を、お願いいたしますので、期日までに報告書の提出を

お願いします。なお、交代されない場合も確認のためお手数ですが同様に報告書を提出していただきますようご協力お願いします。

②交代される方は、総会開催の際にお渡しした四日市市人権学習センター作成の教材(黒色のクリアファイル付)を、次期委員の方に引き継いでいただくようご協力お願いします。もし紛失された方は、その旨、地域団体事務局までご連絡ください。

③現在、役員が3名欠員になっています。現在、委員になっておられる方、今後委員を交代される方で引き続き人権・同和教育活動に関わってみたいと思われる方、またお知り合いの方で推薦していただける方がお見えでしたら、会長、役員または地域団体事務局まで4月末日までにご連絡いただけますようよろしくお願いいたします。

会長連絡先 333-1767 (川森)
地域団体事務局 333-8770 (前川)

◆ 編集後記 ◇

・シリーズ記事「日本の民主主義」も、今回で5回目となりました。ぜひ、ご意見ご感想をお寄せください。
・志布志事件に関連して、鳩山法相の公式の場における発言が問題になっています。新聞の社説等で、法相としての見識を疑う、これで法相が務まるのかという厳しい指摘もあります。皆様はいかがお考えですか、ご意見ご感想をお寄せ下さい。

(広報部)